

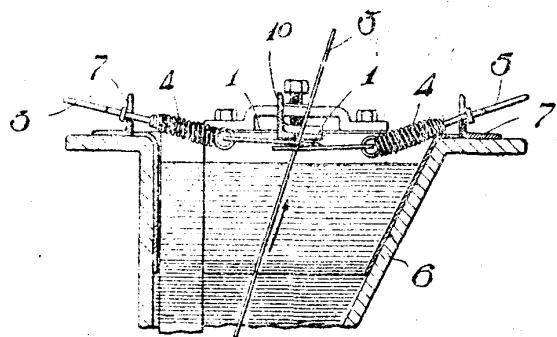
# 雜錄

● 鐵及鋼に關する特許 特許公報 本年六月以降  
特許せられたるものゝ中に就き鐵及鋼に關係あるものを摘  
錄すれば左の如し

第二九六〇九號 (大正五年五月二十二日出願)  
特許者 東京府東京亞鉛引線社

## 亞鉛引線仕上器

發明ノ性質及ビ目的ノ要領 本發明ハ亞鉛引線ノ周面ニ密合スヘキ四處若ク



圖一 第

ルセ備設ヲ器上仕明發本  
圖面側斷縦ノ槽金鍍線鉛亞

- (1) 版金片
- (3) 亞鉛引線
- (4) 螺狀彈機
- (5) 鐵
- (6) 鍍金槽
- (7) 止版
- (10) 櫛齒狀受版

## ● 濟洲サウスウエールスに於ける鉄力業近況

歐洲戰亂勃發以來最近に至る迄、サウスウエールスに於ける鉄力製造業は、大陸諸國に對する爲替の變調英國政府の輸出品出港差止、及運賃の昇騰等によりて著しき影響を受け千九百十五年中の大部分作業を繼續したる製造場は約七割五分を超ゆる事無かりしも、職工は兎も角も作業に從事するを得て不能就職者を出すこと割合に少なかりし趣なるか、夫の軍器條例の發布と共に特殊の工場は政府監督の下に置かるゝことなるや、鉄力製造業は大に活氣を呈し來

ハ截鉗ヲ有スル版金片ヲ組合ハセテ其中ニ線ヲ挿通シ彈機ノ作用ニ依リテ各片一様ニ之レヲ線面ニ壓接セシメ線ノ導出部ニ接近シテ鍍金槽上ニ設備セル亞鉛引線仕上器ニ係リ其目的トスル所ハ良ク亞鉛引線ノ表面ニ密合シテ線面ノ附着物ヲ拔除シ亞鉛ノ鍍着度ナ平均ニ且線ノ表面ナ平滑ナラシメ磨滅ニ拘ラス常ニ一定ノ壓力ヲ以テ線面ニ密合ヲ保タシムルニ在リ特許請求ノ範圍 一、前文記載ノ目的ヲ以テ本書ニ詳記セル如ク線ノ周面ニ密合スヘキ截鉗若クハ四部ヲ有スル版金片ヲ組合ハセテ其中ニ亞鉛引線ヲ引通シ彈機若クハ鉗ニ依リ壓迫ヲ加ヘテ各片一様ニ線面ニ壓接セシメ線ノ導出部ニ接近シテ鍍金槽上ニ設備スヘキ亞鉛引線仕上器 二、前文記載ノ目的ヲ以テ本書ニ詳記シ且別紙第一圖及第二圖ニ明示セル如ク細長キ版金片ノ一側邊ヨリ斜メニ截鉗ヲ設ケテ鉤状ノモノトナシ其一對ヲ組合ハセテ線ヲ挿通セシメ各版金片ノ尾端ニ螺狀彈機ト鑑トナシテ夫々鍍金槽ノ兩側邊ニ架シタル櫛齒狀止版ニ懸ケ鍍金槽ノ上部中央ニ櫛齒狀受版ナ架シテ版金片ヲ一定ノ位置ニ支ヘシメタル請求範圍第一項ノ亞鉛引線仕上器 三、前文記載ノ目的ヲ以テ本書ニ詳記シ且別紙第三圖及第五圖ニ明示セル如ク鉤状版金片ヲ組合ハセテ其中ニ線ヲ挿通シ櫛齒狀受版ニ依リテ鍍金槽上ニ支ヘシメ各版金片ノ端ヲ槽ノ兩側ニ併架セル曲横杆ニ懸ケ其他臂ニ錘ヲ懸垂シテ版金片ニ壓迫ヲ與フル請求範圍第一項亞鉛引線仕上器

り注文續々到るに及び市價俄然として奔騰し、標準品一箱に對する市價年初に在りては十二志六片見當なりしに、最近に至りては二十四志六片乃至二十五志を唱ふるに至れり、然れども是等の製造工場は市價尙遙か低位に在る頃、引受けたる注文品の引渡をなしつゝあるを以て、此暴騰に因る利益を十分に收め居らるものゝ如きも、而も製造業者は其使用しつゝある錫に對しては、鍛力注文引受當時の市價即ち一噸に付約七磅十志を拂ひ居れるに過ぎず、錫の時價は年初一噸に付四磅十五志なりしシーメンス製品は、今や約十二磅を拂ふも尙且つ容易に得難き状態にありと稱せらる、要するに最近鍛力製造業の好況は主として國內消費の増加に基因するものにして、暴騰せる市價は會以て外國製品の競争を誘致するに至るへきかと觀測するものあり。輸出は依然として戰爭の影響を受け就中船腹の減少に困しつゝあり、其結果今日迄の輸出額は之を昨年に比すれば鍛力六萬七千噸、黒葉鐵九千噸の減少を示せり、尙新年に入りて製造業者の遭逢すへき難關は錫及硫酸の缺乏に在りと期待せらる。

因に鍛力板原料の供給豊富ならざる爲め、目下製造家は石油罐用及罐詰用とも製品の値段を Quate せず、又製產地たる英國西部地方よりの船舶の缺乏も、日本への輸出阻害せられ居る一原因なりとの事なり、尤も値段次第にては、本邦罐詰業用小口の買入は左迄困難にあらざるへしと

云ふ。(四月一日在ロンドン帝國領事館報告)

### ● 鐵合金及其他の製造

現在ナイヤガラ瀑布附近に於て大規模に製造せられつゝある主なる產物次の如し。

(一) 硅素鐵——製鋼用として米國に於て巨額に使用せらる  
(二) クローム鐵——軍艦用甲鐵板其他高速度工具鋼及破甲彈地金等の製造に際し附加せらる。

(三) タングステン鐵モリブデン鐵及バナジユーム鐵——高  
速度工具鋼等の製造に際し附加せらる。

(四) チタニユーム鐵——製鋼用として轉爐及平爐の作業に  
多く用ひられ其他鑄鐵工場及鑄鋼工場等に用ひらる。  
斯發生用として陸軍航空隊に於て使用せらる。

(五) 金屬硅素——硅素鋼製造用として用ひらるゝ外水素瓦  
研磨劑として使用せらるゝシリコンカーバイドアセチ  
リヌ瓦斯製造に用ひらるゝカルシユームシャナミド (NC.  
NCo 及多數の減摩劑主成分たる人造黑鉛をも製造しつ  
つあり。(Le Genie Civil 17 Jun 1916 K 生)

### ● 僱の腐蝕に對する炭素及満

本試験に供せられたる鋼は二種にして其一は一六%迄

の炭素及〇・九%迄の満俺の各種の比例に於て含有せる炭

素鋼にして他は二%乃至一六%の満俺を含有せる満俺鋼なりとす。而して試験炭素鋼は攝氏七百七十五度より緩冷軟化せられ満俺鋼は普通の場合に於けるか如く之を千度より水中に急冷せしものとす。

腐蝕剤としては水及海水を用ひ試験材は十二箇月間之に沈漬するか或は交互に乾湿作用を受けしむるか又は屢々新液と交換すべき〇・一%乃至〇・五%の稀硫酸液中に五日乃至六日間沈漬せしものとす。

凡そ鋼として〇・一%以下及〇・八%以上の満俺を含有する場合稀なるを以て本試験は之を(一)〇・一%以下の満俺を含有するもの。(二)〇・一%乃至〇・七%の満俺を含有するもの。(三)一〇%乃至十六%の満俺を含有するもの、三場合に分つて研究せしものなりとす。

(一)の場合にありては純鐵より一六三%の炭素含有量のものにありては水及海水中にありては含炭量約〇・六%乃至〇・八に至る迄僅かに腐蝕の度を増加し。乾濕試験によりては含炭量一〇五%、稀硫酸液中にありては含炭量〇・八のものに至り急激に其腐蝕度を増加し最大値に達するを見る。

之を要するに凡ての腐蝕剤に就きユーテクチック組成(Eutectic Composition) 含炭量約〇・九%)附近のもの僅かに速に腐蝕せらるゝか又は急に腐蝕の最大値に達するものなる

ことを知る。

(二)の場合にありては含炭量〇・四%乃至〇・五%に達する迄は水及海水試験並に乾濕試験にありては僅かに腐蝕を増大し。含炭量尙ほ增加すれば満俺は一液に僅かに腐蝕に對する抵抗を増加し就中乾濕試験に於て著しきを見る然れども(一)の場合にありては一般に稀硫酸液に對する抵抗が少なきものゝ如し。

(三)の場合にありては中性液に對する鋼の腐蝕度は著しく減少し殊に含炭量〇・五%以上のものに以て甚しきを見る然れども稀硫酸液中に於ける腐蝕は著しく増加すべきものとす。(Iron and Steel Inst., May, 1916.K生)

### ● 骸炭爐に生ずるコール、タール、ビッヂの利用

ビッヂ又は石炭及ビッヂの混合物をコーキングする事は敢て稀らしき事に非されとも、トーケ、オー、サ、ヒル、コリヤリーの附屬骸炭製造所長の行ひし實驗は、ビルヘンウッド工場に於て行へる結果と符する處渺からず、時節柄興味ある一問題たるを失はず。

同實驗に由ればビッヂ二乃至六%を石炭に加へて骸炭焼せしにビッヂは絶えず循環せしむるを以てコールタールの量頗る増加せり、三%のビッヂ混合物に對しては骸炭燒に困難を感することなく反つて骸炭の品質を改善せり、例へば其組織を緻密にし光澤を増し硬度を高くし灰分硫黃分を

減し粉末の量を減少せしむ、此の方法は作業比較的容易にして先づピッヂを粉末に碎き粉炭を混し袋入漏斗より装炭し普通の方法に由り操業するものとす、而してピッヂよりの骸炭產出量は五十五%乃至六十%にして殘部はタール二十三%瓦斯十四%損失三%なり。

されば骸炭製造所殊にタール蒸餾工場を有する所に於て此方法を用ふる事利益渺少ならざる可し、若し全能力を用ふる工場に於ては三%のピッヂを用ふる爲に三%の石炭を減少せしむる必要あれど、多くの場合に於ては爐の裝入は餘裕多きを以てピッヂの量丈増加することを得可し、此方法に依り昨年十一月以來前記工場に於て五百噸のピッヂを使用せり、尙ほ此の方法に依り一週間二千噸の石炭を處理し五十噸のピッヂを製造する工場にて一週間六十噸迄ピッヂを使用することに成功せり。(鐵業會誌)

### ○合金鋼に対する硫酸の作用

數年來種々の合  
金鋼の腐蝕につき種々の實驗研究行はれ同時に其組織につ

きても種々の研究あり、而して腐蝕の説明は此兩研究の結果に待たざるへからず著者はこの方面の研究に從事し此實驗も亦其一にして、供試物を一%の硫酸にて所理し溶解しられる物質を検査して、先づ第一に腐蝕は此等の合金鋼中混晶の部分に起るものなるか又はカーバイトにまで及ぶものなるかを決定せむとして、腐蝕の所以は一種の電池的作用に基くものなりとし著者はバナデウム鋼、クロム鋼、タ

ングステン鋼、ニッケル鋼、コバルト鋼、マンガン鋼に就き此等の供試物の完全分析を行ひ、次に上記の方法により侵蝕作用を實驗し溶解し来る成分と之の成分とを比較し、先にモリブデン鋼につきて得たる如く此等合金鋼中に於て上記の成分がカーバイトとして存する間は侵蝕さること殆ど無く、混晶分に入るに及びて順次腐蝕作用を受くる事を殊にバナチウム鋼及びクロム鋼につき明白に立證せり。(化學會誌)

### ○印度政府鋼鐵輸出禁止 本件に關しカルカツタ駐在總領事より去月九日附を以て左の如く報告あり。

印度政府の輸出禁止鋼鐵品目左の如し

- 一、條、アングル、竿及型(Shape)若くは部分品
- 一、ブルーム、ビレット及スラップ
- 一、橋梁、汽罐及厚さ八分一吋を下らざる鉢類
- 一、桁(Girder)梁ジョイスイ及柱
- 一、塊
- 一、各種管
- 一、線

但し左記各項に該當するものに對しては本規定を適用せず

- 一、御料品
- 二、印度各港仕向品
- 三、印度諸藩邦に於て使用若くは消費せらるるもの
- 四、航海中の使用若くは消費に供するもの

### ○印度政府石炭及骸炭輸出禁止 本件に關し孟

買駐在領事より去月十二日附を以て左の如く報告あり。  
印度政府は本月九日附官報號外を以て石炭(Welsh Coalを除く)及骸炭を英領印度より英國、英領地及英保護領以外へ輸出することを禁す但し政府

自ら又は政府の用に供するため輸出するもの印度諸港へ積送するもの、印度内佛國及葡國領地並に土人州に於て需要するもの船舶航海中の用に供するもの（總督の命令を以て之を禁するものを除く）は此限にあらざる旨布告せり。

### ●印度輸入貨物公定評價格並同税率及輸出税率表

本件に關し孟買駐在領事より本年四月五日附を以て報告ありたるか其内鐵鋼に關するものを抜萃すれば左の如し。

印度政府は本月一日官報を以て輸入税賦課の標準と爲るべき輸入貨物公定評價格表を發表せり右に依れば公定評價格は昨年末改正のものと異なる所なく只先般關稅定率附屬稅率表改正せられたるため該改正稅率表の載する品目に應して更に配列を改めたるに過ぎざれども、右の如く輸入稅率に大改正を施されたるに付右公定評價格の外新舊稅率を比較して左表を作成し輸出稅率表を附記せり、尙ほ品目中には和譯に困難を感じたるもの少からず且つ品目の説明中大體を知るに必要なしと認めたる部分を省略したるものあり。

印度輸入貨物公定評價格並同税率表

番號	品 目	單位	公定評價格	新稅率	舊稅率
二八	石炭、該炭、及特許燃料	噸 從 量	八アンナ	無 稅	
二九	金屬鑄及屑鐵鋼	本	二・〇八		
三一	古鐵及古鋼	百分の二半	百分の一		
三二	各種金屬鑄	從價時價	百分の七半	百分の五	
八二 鐵 アングル					
Lownmoor 又は Swedish 及同等品			百分の二半	百分の一半	
Lownmoor 又は Swedish 及同同等品にあらざるもの			同	同	
一四五・五〇〇 同					
雜 錄					

Lownmoor 又は Swedish 及同等品にあらざるものにして亞鉛引、錫引又は鉛引せるもの其他 一 從價(時價) 同 同

バー・ロウド、チャンネル等 一 同

バー Lownmoor 及同等品 一 同

同

同

同

同

同

同

同同 Nail-rod round rod 及 square (直徑二分の二時以下)  
同同 Swedish and charcoal 鉛引錫引又は鉛引せるもの

從價(時價) 同 同

同

同同 Nail-rod, round-rod square (直徑二分の二時以下)  
同同 Nail-rod, round-rod square (直徑二分の二時以下)  
同同 Swedish and charcoal 鉛引錫引又は鉛引せるもの

從價(時價) 同 同

同

同 其他

一 四五、〇〇 同

同

同

同

同同 Nail-rod, round-rod square (直徑二分の二時以下)  
同同 Nail-rod, round-rod square (直徑二分の二時以下)

同

同

同

同同 亞鉛引、錫引又は鉛引せるもの

從價(時價) 同 同

同

同

チャンネル

一 同

同

同

同

銑 鐵

ライスピール

同

同

同

鎗及鋪鎖

一 同

同

同

同

八三 鐵又は鋼

一 同

同

同

同

ボールト及ナット、フープ及ストリップ

一 同

同

同

同

梁材接合材柱柵材螺旋、杭橋梁材其他此種建築材

一 同

同

同

同

ストリップ Lownmoor 又は Swedish 及同等品

一 同

同

同

同其他

一 同

同

同

ストリップ Lownmoor 又は Swedish 及同等品

一 同

同

同

同亞鉛引錫引鉛引アルミニウム引等

一 同

同

同

同其他

一 同

同

同

同

釘鉄座金

一 同

同

同

同

公定評價額百五  
百分ノ一

十ルーピー稅率五  
百分ノ一

同(其他)	—	從價(時價)	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
各種鋼釘	—	—	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
鉛及座金(鐵及鋼)	—	—	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
管(Bends, boots, elbowes, tees, sockets, flanges)	—	—	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
軌鐵、鐵枕枕材、軸承、目拔、材轉轍十字材等	—	—	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
鍛及薄鍛	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鍛及溝鍛 Lowmoor 及同等	—	—	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同 Swedish 同 Uharcoal	—	—	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同(亞鉛引錫引又は鉛引)	—	—	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
鍛其他厚さ八分の一時以上	一五〇、〇〇	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
薄鍛同厚さ八分の一時まで	一五四、〇〇	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
薄鍛及鍛(波形鍛を除く)亞鉛引錫引鉛引チエツカーアラニッジせるもの	—	從價(時價)	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
波形薄鍛	—	從價(時價)	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
針金	—	從價(時價)	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
八四 鋼	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
アンダルT	頓	一四五、〇〇	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同 亞鉛引錫引又は鉛引	—	從價(時價)	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同 其他	—	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同 Swedish 及同等品	從價(時價)	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同 Nail-rod round-rod 及 Square (Swedish又は同等品にあらざる直徑二分の一分の一時以内のもの)	一四五、〇〇	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同 亞鉛引、錫引、鉛引、チヤンネル等バー(鑄鋼を除く)	—	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同 亞鉛引、錫引、鉛引、チヤンネル等バー(鑄鋼を除く)	—	從價(時價)	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

## ◎支那大冶鐵山近況

一、當山採掘運搬等の擴張に就ては目下夫々調査中にして既に其一部は改良工事に着手せる所あり、新製鐵所の敷地袁家湖の一部亦已に地均工事を開始し隨て漢治萍公司雇聘の我技師技手の一部は夙に着漢せり、大治下窰の一地をトし日下邦人の住宅建築に着手せり。

一、本年八幡製鐵所需要礦石の輸送に就ては三菱會社百方最善策を計劃中なるも、何分海洋船缺乏し傭入船を得るに途なく大治より直接輸送礦量は昨年に比して稍々減退せるの觀あるも將來大輸送に對する完全の永遠策より打算し、三菱は蕪湖に新碼頭を築造し今月より大治より曳

百分の二半 無 稅

九四、鐵道建設材料及車輛

普通的もの

亞鉛引せざる二瓦入のもの

同 四瓦入  
○、〇二

吞口附のもの

○、〇八

其他的鐵及鋼

從價(時價)

石油を入れ輸入する鐵鋼罐

亞鉛引せるもの(二瓦入の「ピトロール」罐を除く)  
罐 ○、〇三八 百分の七半 百分の五

亞鉛引せざる二瓦入のもの

同 ○、〇一

インヒット、ブルーム、ビレット、フラブ  
キヤスト Spring 及 blislered and tub steelを含む

八五、其他鐵鋼及其製品  
インヒット、ブルーム、ビレット、フラブ  
同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

同 其他  
チヤンネル 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

船事業を開始し、製鐵所購入豫定數量の一部は之を蕪湖に貯礦し以て海洋船に積替輸出することゝせり、蕪湖は上海漢口兩地間六百哩の恰も中央に位し揚子江の冬季減水期と雖とも毫も大船巨舶の航運に故障なく極て曳船業を經營するに便利なる地域に係れり、右に關する稅關特別取扱手續に關しては支那稅務督辦大臣漢治萍公司總理孫寶琦と西澤所長との間に今春以來切實なる交渉協議中なり。

一、本年四五六の三箇月間大治より輸出せる鐵礦量(送狀面)及船舶名を左に列記す

	四 月	
南洋丸	三、一〇〇屯	製鐵所行
若松丸	三、二五〇	製鐵所行
大治丸	三、三〇〇	製鐵所行
豊浦丸	三、七〇〇	製鐵所行
第二英丸	三、二〇〇	製鐵所行
松浦丸	四、七五〇	製鐵所行
福浦丸	三、八五〇	製鐵所行
共計	二五、一五〇	

	五 月	
若松丸	三、二五〇屯	製鐵所行
豊浦丸	三、七〇〇	製鐵所行
南洋丸	三、八五〇	製鐵所行
共計	二五、一五〇	

	六 月 分	
大治丸	三、三〇〇	製鐵所行
豊浦丸	三、七〇〇	製鐵所行
若松丸	三、二五〇	製鐵所行
松浦丸	四、七五〇	製鐵所行
第二英丸	三、三〇〇	製鐵所行
南洋丸	三、八五〇	製鐵所行
福浦丸	三、七〇〇	製鐵所行
共計	三二、六〇〇	室蘭行

一、大治に於ける礦石積込は從來全然人力の外毫も機械を應用せず、之れ蓋し大治の労働者は其大部分は土着農民に係れるを以て一は土人を利益するの目的と他は其賃錢の低廉にして或意味より機械力に勝るものあるを以てな

り、通常其積込方法は江岸波止場礦石貯藏場より直に機橋を經て船艤に移載するものにして、苦力は悉く同一の小桶を擔ひ一回の擔荷量約百五十磅乃至百八十磅（十八貫乃至二十一貫）にして、午前六時より午後七時の十三時間を通して唯僅に三回の食事時間約一時間の休憩を爲すに過ぎず、波止場と船艤との距離多くは六十間馱きも三十間を下ることなく、十三時間の勞働中此機橋を往復すること百回に超へ（一人一日七噸乃至十噸を積込む）晴雨に拘はらず能く勞働すること及其迅速なること、耐忍力に富めること、は、支那各地方の同種賤民に對比して最優等たるの名聲を博せり、尙大治に於ては一切の夜業を爲さざるを以て一晝夜と稱するも事實上は唯日出より日没迄を意味するものなり。

左に一晝夜に於ける積込礦石數量を示す、  
但し每一船に從事する苦力總數は二百人にして其内六十人は單に礦石を木桶に裝入することを司り、残り百四十人丈け實際の礦石擔荷に從事するものとす。

四月

月

南洋丸	一、四〇七屯	晴及雨
若松丸	一、五二七	雨
大治丸	一、三四一	雨
豊浦丸	一、二二五	雨
第二英丸	一、三六〇	雨

		松浦丸	一、六〇〇	平均	雨
若松丸	一、八二三	一、九〇〇	晴		
南洋丸	一、三〇一	一、四五〇	晴及雨		
蔚山丸	一、四五一	一、七七三			
大治丸	一、五五一	一、六一四			
若松丸	一、六〇〇	一、六〇九			
蔚山丸	一、六一四	二、一二六			
福浦丸	一、六〇〇	一、六〇〇			
第二英丸	一、六〇〇	一、六〇〇			
松浦丸	一、六〇〇	一、六〇〇			
蔚山丸	一、六〇〇	一、六〇〇			
大治丸	一、六〇〇	一、六〇〇			
若松丸	一、六〇〇	一、六〇〇			
蔚山丸	一、六〇〇	一、六〇〇			
豊浦丸	一、六〇〇	一、六〇〇			
第二英丸	一、六〇〇	一、六〇〇			
南洋丸	一、六〇〇	一、六〇〇			
	六月	晴	晴	晴	晴
	平均	晴	晴	晴	晴
		晴	晴	晴	晴
		晴	晴	晴	晴
		晴	晴	晴	晴
		連日雨	連日雨	連日雨	連日雨
		一日雨	一日雨	一日雨	一日雨

前商約大臣、鐵路大臣、遞信大臣、大藏大臣等に歴任し支那招商局汽船會社の大株主となり、大治鐵山萍鄉炭山漢陽鐵政廠を創開し、又支那紡績會社を創業せる故公司總理盛宣懷の追悼會は大治鐵山に於て最も鄭重に行はれ、現大治鐵務局總辦徐增祚の挨拶秘書張正也の追悼詞讀上け西澤所長の支那語吊詞演説ありて、殆んど各關係者を悉く網羅せり。一大追吊式なりし、總理の後任者は盛の姻戚にして中央政府の大立物たる孫寶琦に決定し已に同人の承諾を得たり。（大治通信）

○工場令公布 去月二十六日樞密顧問の諮詢を經來九月一日より施行の工場法施行令四十二ヶ條は七月三日官報勅令第百九十三號を以て公布し同時に農商務省令及訓令を以て同令に伴ふ左の細則を公示せられたり。

▲工場法施行細則

▲鑛業法施行細則

▲鑛夫勞役扶助規則  
▲砂礫法施行細則中改正の件

▲石炭坑爆發取扱規則中改正の件

▲工場法第二條第二項に依る十歳以上十二歳未満の者の就業を許可する場合の取扱方（以上訓令）

○工場法令要旨 工場法施行令及び同施行細則（省令）

は愈々公布せられたるか其要旨に關し岡商工局長の説明左

の如し。

工場法は愈々來九月一日より實施せらるゝこと、爲りたるが同法は必ずしも總ての工場に適用せらるゝものに非ず其適用を受くるは（一）當時十五人以上の職工を使用する工場及（二）使用職工は十五人以下なりと雖も事業の性質危険なるか又は衛生上有害なる工場に限り適用せらるゝものとす。

工場法は右兩種類の工場に限り適用せらるゝ次第なるが之れには例外なきに非ず即ち（一）假令十五人以上の職工を使用する場合と雖も其の事業に原動機を用ひず且つ事業の性質輕易なる場合には適用せられざるなり其の輕易なる事業の種類は施行令第一條に於て之を列記せり即ち例へば菓子、清酒、醤油、酢、味噌の製造行李、簾、籠等の製造被服、足袋其の他布帛類の裁縫工場等の如きものにして是等の事業は原動機を使用せざる以上は一切工場法の適用の外に立つものとす而して同條に列記せる事業と雖も苟も原動機を使用する以上は法の適用を免れざるものとす又（二）第三條の危險有害と認むべき工場と雖も施行令第三條に列記せらるものは比較的危險有害の程度大ならざるものなるを以て職工十五人以上を使用せざる限り法の適用を免かれ而して同條に列記せる事業に付ては苟くも「工場」の形態實質を備ふる以上は職工の員數如何に拘らず法の適用を受くるものとす

其の他鑛山業に附屬する一切の工場は鑛業法令の取締を受くるの故を以て工場法の適用より除外せらるゝことは施行令第二條の規定する所なり

尙ほ念の爲め一言すべきは以下工業主と云ひ職工と云ふは總て工場法の適用を受ける工場の工業主又は職工を指すものとす

▲職業時間の制限を受くる職工

工場法は職工の就業時間を十二時間に制限したりと雖も總ての職工に付て制限したるに非ず即ち十五歳以上の男子は全く此の時間の制限を受けざるものとす故に十五歳以上の男子のみを用ふる工場は假令工場法の適用を受くる場合と雖も時間の制限に關する規定の適用を受くることなし

工場法の十二時間制限は十五歳未満の男女工及十五歳以上の女工（以下「保護職工」と略稱す）に限らる故に保護職工と十五歳以上の男工と共に操業せしむる場合と雖も保護職工のみに對しては別に時間の制限を守らざるべからず

以上陳ぶる所に依り十二時間の制限は多數の保護職工を使用する工場に於て

最も多く其の影響を受くるの理なり器械製絲其の他織物、編物工場の如き是なり而して施行規則は此等工場の從來の慣習、現在に於ける事業の趨勢等特殊の事情に鑑み其の第三條を以て猶豫時間を設け當分十四時間迄の延長を許し可成事業の現状に急激の影響を及ぼすことを避けたり、工業主は右猶豫期間内に十分に職工を訓練して其の能率の増進を圖らざるべからず

一般工業主は保護職工をして十二時間以上の就業を爲さしむるを得ざるのみならず尙ほ毎月少くも二回の休日と三十分又は一時間の休憩時間を就業時間中に設けざるべきからず(十五歳以上の男工は與らず)

### ▲差當り一般工業者の注意すべき事項

一、自己の工場が工場法第一條及施行令第一條乃至第三條の工場に該當せざるや否やを研究し萬一疑あるときは廳府縣の主任官吏に問合はすこと

二、既に工場法の適用を受くる以上は工場法の規定中(一)時間及業務等に関する職工就業に関する規定(二)休日及休憩時間設定の強制(三)病者産婦の就業制限(四)扶助の實施(五)管理人の選任等の規定は来る九月一日より直に適用せらるゝ次第なるを以て速かに其の準備に着手せざるべからず(六)尙ほ十二歳以下の職工を使用する工業主は九月三十日迄に届出ざるべからず(細則第三十條)

尤も右等制限に附帶して官廳に交渉すべき事項其の他準備に關し多少の時日を要すと認むる事項に付ては本年中に其の手續等を爲すを以て足りりとせり此の期間内に工業主は十分の研究を爲したる上完全なる書類を作製し法の要求に副はざるべからず

本年々末迄に進備すべき重なる事項概ね左の如し(令第三十九條規則第二十九條)

(一)扶助規則の作成(令第十九條)(二)職工名簿の調製(令第二十一條)(三)從來行ひ來りたる月拂に非ざる支拂法に對する許可申請(令第廿二條)(四)從來行ひ來りたる職工貯金管理方法に關する認可申請(令第二十五條)(五)從來使用的職工たる學齡兒童の就學に關する事項の認可(令第二十六條)(六)職工の就業休憩及休日に關し工場内に掲示すること(規則第十二條)(七)扶助に關し職工に周知せしむる方法を探ること(規則第十三條)(八)職工負傷疾病の届出(規則第二十四條)等なり

右は専ら從來の工業主に關する猶豫にして九月以後新たに工業を開始する者

は直に同法令全部の適用を受くるものとす  
(參照)施行令第一條乃至第三條の規定左の如し

第一條 原動機を使用せざる以上は十五人以上の職工を使用するも工場法の適用を受けざるもの

菓子、飴又は麵麿の製造

寒天、凍蒟蒻、凍豆腐、湯葉、麵類又は麩の製造

清酒、濁酒、白酒、味淋、燒酎、酢、醬油又は味噌の製造

行李、簾、籠、和傘骨其の他の杞柳、藤、竹、經木蔓、葦又は藁の手工艺品の製造

製造經木真田又は麥稈真田の編製

アタン、パナマ又は之に類するものを以てする帽子其の他のものゝ編製

扇子、團扇、和傘又は提燈の製造

紙、絲、棉、竹又は布帛を主たる材料とする玩具又は造花の製造

形紙、紙函、元結又は水引の製造

被服、足袋其の他の布帛類の裁縫

手工に依る組紐の編製

刺繡、レース、バテンレース又はドロンウォーグの業

第二條 鐵業法の適用を受くる工場は工場法の適用外とす

第三條 使用職工の員數に拘らず苟くも工場と稱すべきものなる以上工場法の適用を受くるもの(法第一條第二號の危險又は衛生上有害工場)

毒劇物又は毒劇藥の製造

動物の剥製

金屬の熔融又は精煉

水銀を用ゐる什器の製造

燐寸の製造

火薬、爆薬又は火工品の製造又は取扱

塗料又は顏料の製造

エーテルの製造

溶劑に用ゐる謹謨製品の製造

脂肪油の精製

溶剤を用ゐる油脂の採收

ボイル油の製造

礦油の蒸溜又は精製

乾燥油又は溶剤を用ゐる擦革紙布又は防水紙布の製造

亞硫酸瓦斯、鹽素瓦斯又は水素瓦斯を用ゐる事業

金屬、骨、角又は貝殻の乾燥研磨

硝子の製造、腐蝕、砂吹又は粉碎

織物又は編物の類

製棉

麻の梳解

其の他農商務大臣の命令を以て指定したる事業

### ● 鎌業規則改正要點目 改正鎌業警察規則及鎌夫勞役

扶助規則を公布し同時に之に伴ひ鎌業法施行細則、石炭坑爆發取締規則、砂鎌法施行細則、石炭坑

爆發取締規則改正要點及鎌夫勞役

役扶助規則要點左の如し

▲現行警察規則 明治三十八年の制定に係り爾來實施の經驗に鑑み且鎌業の發展に伴ひ不備の點少からざるを以て今回之を改正するに至れるものにして改正規則は七十七箇條より成れり左に其の要點を掲ぐれば

(一) 鎌業に於ける技術に關する一切の事項に付責任を負ふべき技術管理者の資格及其の責任に關する規定を改めたり

(二) 鎌業警察に關する命令に依りて設くる係員は事業の直接監督者なるを以て變災の豫防又は防壁上其の資格を制限し適任者を擧ぐるの要あり且其の業務に付ても危害豫防上必ず實行を要する事項少からざるを以て之に關する規定を設けたり

(三) 鎌夫の多數就業する坑内に於て連絡坑道を設け且隨時出入し得べき二箇以上の坑口を設けしめ堅坑に於ける土石等の墜落の豫防、落盤の防止、捲揚装置、車輛の運轉、其の他坑内の設備装置より生ずる危害豫防に付必要的なる事項を規定せり

(四) 坑内に於ける衛生及危害豫防の爲必要なる通氣を命じ其の他通氣に關する取締の規定を置けり

(五) 石炭坑に於ける瓦斯爆發豫防の爲瓦斯の検査を爲すことを命じ且瓦斯の存在する石炭坑及び石油坑井等に於ける裸火使用及喫煙の取締に關する

規定を置きたり

(六) 石炭坑に於ける鎌夫に對し安全燈の取扱に關し必要な事項を定めた

(七) 爆發藥使用的取締に關する規定を置きたり

(八) 劇毒性料品を多量に取扱ふ場所に對し中毒又は傷害豫防の施設を命じ選鑛場、燒鑛場、製錬場に於ける衛生上の施設を命じたり

(九) 汽罐、坑内通氣用主要扇風機、架空索道、堅坑、若は斜坑の捲揚裝置又は機關車を運轉する軌道を設置する場合に於て一定事項を届出でしめ鎌

務署長の認可を得ざれば使用することを得ざらしめたり

(十) 選鑛場(手選場を除く)燒鑛場、製錬場又は製油場を設置せんとするときは豫め鎌務署長の認可を受けしめ且工事完成後更に其の認可を受くるに非ざれば使用することを得ざらしめたり

(十一) 採掘權者をして鎌夫救治に必要なる救急治療用具及材料を備へしむる事項を規定したり從來も之等の事項に付ては鎌業法及同法施行細則に依り相當の取締を爲し鎌夫の業務上の疾病負傷死亡に伴ふ鎌夫及其の遺族の扶助を行ひ來りしと雖工場法の施行に伴ひ之と歩調を一にし彼此政策の統一を期する爲め規定の改正を必要とし新に本則を制定するに至れり其の規定の要點を掲ぐれば左の如し

▲鎌夫勞役扶助規則 四十七箇條より成り鎌夫の雇傭勞役及扶助に關する事項を規定したり從來も之等の事項に付ては鎌業法及同法施行細則に依り相當の取締を爲し鎌夫の業務上の疾病負傷死亡に伴ふ鎌夫及其の遺族の扶助を行ひ來りしと雖工場法の施行に伴ひ之と歩調を一にし彼此政策の統一を期する爲め規定の改正を必要とし新に本則を制定するに至れり其の規定の要點を掲ぐれば左の如し

(一) 鎌業法第七十條に依り採掘權者の就くべき雇傭勞役規則には雇傭解雇に關する事項、賃金の支拂方法、鎌夫の貯金の管理及拂渡方法、就業時間就業時の轉換方法、休日、賞與、制裁其の他必要なる事項を規定せしめ鎌業着手前鎌務署長の許可を得せしむ

(二) 變災臨時の必要等の場合に於て雇傭勞役規則及本則の就業時間、休日就業時の轉換等に關する規定に依らざることを得る途を定む

(三) 鎌業法第七十六條に依りて設くる鎌夫名簿に記載すべき事項方法等の規定を設けたり

(四) 十二歳未満の幼者の就業を禁じ十五歳未満の者及女子の一日の就業時間を十二時間以内とし且之等の者を夜間就業せしむる場合には十日以内に就業時の轉換を必要とし且就業時間に應じ相當休憩時間を就業中に設けしめ尙毎月二回以上夜業を爲さしむるときは四回以上の休日を與ふることを必要とせり

(五) 十五歳未満の者、女子に對し危險又は衛生上有害なる業務に就かしむることを禁ずる

(六) 一定の傳染性病者及產婦の就業を制限せり

(七) 業務上の負傷疾病、死亡の場合に於ける鑛夫及其の遺族の扶助に關し工場法令と同一程度及方法に依り扶助を爲さしめ且鑛業權者をして扶助規則を作成せしめ其の他扶助に關する書類の保存扶助を行ひたる場合の届出等に關する規定を設けり

(八) 鑛務署長をして扶助に關する事項の審査及調停を爲さしめ必要に應じ醫師をして診斷又は検察せしむるの途を設けたり

(九) 鑛夫の負傷疾病又は死亡の場合に於て鑛業權者に醫師をして診斷又は検案を爲さしむることに關する規定を置きたり

(十) 鑛夫の負傷疾病又は死亡の場合に於て鑛業權者に醫師をして診斷又は検案を爲さしむることに關する規定を置きたり

(十一) 國の鑛業に於ける鑛夫及其の遺族に付ては工場法と同様別に定むる規程に依らしむることせり

●船腹調節案 本月五日午前九時より永田町首相官邸に於て經濟調查會交通貿易聯合部會を開き各委員三十餘名出席特別委員會に於て作製せる決議案並に調査の經過に關し首席委員田健次郎氏より詳細報告する所ありたる後各委員の意見を交換したる結果原案則ち左記決議を全部可決して正午散會せり

### ▲第一 船舶の増加に依る船腹増加方法

(一) 外國船購入 本邦の造船事業は漸次發達の氣運に向へりと雖我船舶の大部分は之を外國より購入せるものにして明治四十三年より大正三年に至る五箇年間に外國より購入したる船舶(關東州在籍船を含む)の一箇年平均頓數は内地新造船の一箇年平均頓數四萬九千餘頓なるに對し十一萬一千餘頓に上れり然れども現時船腹の不足は世界的共通の現象なるを以て本邦船主は之が購入を試みたれども多くは其の目的を達すること能はず殊に各交戰國及戰亂の影響比較的大なる中立國に於ては客年以來其の所屬船舶の輸

出を禁止するに至り益外國船の購入を困難ならしめたり又本邦近海の中立港内に逃竄繫留せる敵國船舶の購入に關し政府當局並民間共に講究を怠らざれども敵國に於て其の所屬船舶の輸出を禁止せし等の事情に依り未だ之が實行を見る能はず

叙上の如く外國船舶の購入に依り船腹の増加を計ることは此際多くを期待し難しと認む

(二) 内地新造 今回の戰亂に際し船舶の需要激増し内地造船所に對する新船建造の註文一時に輒轉し造船工場は俄に其の設備を増加し之に應するに努めつゝある實況なれども其の多くは建造中又は建造準備中に係り殊に造船材料の供給不足なる爲其の竣工の遲延を來せり

本邦に於ける造船材料は一部我製鐵所の供給に仰げるも其の大部は之を外國よりの輸入に待てり然るに戰亂勃發後は獨、白兩國よりの輸入全く杜絶し英國に於ても亦之が輸出を禁止したるを以て同國に對しては其の禁止以前の取引に係るものを除くの外其の供給を期待するは困難なるべく從て現下造船材料の供給を求め得べきは獨り米國あるのみ而も同國も亦各交戰國の註文に係る軍需品等の製造に依り諸工場繁忙を極め船腹不足に依る輸送困難と相合して充分なる供給を得難き實況にあり製鐵所は現時の趨勢に鑑み出來得る限り多量の造船材料を供給するに努めつゝあり而して海軍造船用材料は外國に求むることを得ば製鐵所は其の製出能力を造船用材料に振り向け得べきも英國に於ては我海軍の註文を引受くべしとするも其の引渡の期限を約定せず又米國に於ては十數月以後にあらざれば引渡に應ぜざる狀況なるを以て我製鐵所より供給を得ずとせば到底豫定の國防計畫を遂行する能はず從て當面の問題としては内外國材料の振換は之を實行する能はず

要之に内地に於ける船舶の新造に關しては一面製鐵所に於て出來得る限り造船材料の供給量を増加し一面海軍に於ては其の製艦材料を外國より輸入するに努め以て造船の促進を計るを必要と認む

### ▲第二 運賃引上に依る船腹増加方法 (略)

### ▲第三 航路整理に依る船腹増加方法 (略)

▲第四 命令航路定期船の外國諸港に於て外國貨物の搭載を禁止し又は之を大に減少せし

むることに依る船腹増加方法 (略)

▲第五 社外船の運航制限に依る船腹

增加方法

(略)

▲第六 船舶の用途を調節することに依る船腹増加方法

船舶の用途を調節することに

(一) 比較的船腹に餘裕ある航路の使用船を他の餘裕なき航路に轉用する方法

(略)

(二) 政府所屬船を民間の運航用に轉用する方法

船舶の取得困難なる爲政府所屬船を民間に拂下又は貸下ぐるを希望する者  
専からざるも海軍に於ては現に運送船を必要とする輸送品極めて多きに拘  
らず一艘の外從來の傭船を解除し其の工作船をも輸送用に供し辛ふじて其  
の所要を充すの實況なるを以て之を民間運航用に轉すこと不能なりと認  
む海軍以外に於ける政府所有船舶にして民間運航用を適するもの、中遞信  
省所屬船は下級海員養成の用に供する爲其の管理を日本海員振濟會に委託  
し現に印度又は北米航路等に於て本邦輸出入貨物の運搬に從事し製鐵所所  
屬船は主務省に於て本邦貨物の運送用に供する方法を講ぜり而して鐵道  
院所屬船は下關釜山間、青森函館間の連絡航路に使用中なるを以て之を他  
航路に轉用する能はず

以上述ぶるが如く船腹調節方法に關しては之を諸般の方  
面より考察するに現時の状況に於ては今日迄探り來れる調  
節方法に基き將來航運状態の變遷に順應し臨機適切の措置  
を探るの外なしと認む。

● 東京附近製鋼工場状況

△東京製鋼會社鑄鋼所は前號に報したる如く府下大島町に  
在りて、小名木川に面した製粉會社の隣地にして目下工場  
設立の最中なるが平爐工場、鑄鋼場等は既に竣工し相當の  
製品を作りつゝあり、同所訪問の際松村技師並に宇佐美技

師不在にて兩君の高説を聽くを得ざるを遺憾とす。

△東京鋼材製作所 は大島町の立川通りにあり、東京スプ

リング製作所ロール工場と云ふ名稱の下に、折角新設工事

に多忙を極めつゝありき、中小形工場は完成し試壓延の成  
績も極めて良好にして差當り日東製鋼の鋼片を以て作業に  
着手すべしと、平爐工場、坩堝鋼工場は略ぼ成工に近づき  
来る九月中旬には火入れ製鋼するを得へき模様なり。

△日本鑄鋼所東京工場 は大島町七丁目立川通りにあり、  
支店長堀江技師の案内により工場一覽の榮を得たるが、工  
場には製品澤山出來推積しありて頗る多忙繁昌の様に見受  
られたり、因に同所は是迄所主奥村千吉氏技師金子增耀氏  
専ら經營の衝に當りしが、今回資本金二十五萬圓の株式會  
社となし社長に金子氏、專務取締役に奥村氏、取締役に高  
山圭三氏監査役に相良常雄氏等就任せられたり。

● 土橋電氣製鋼所擴張

信州松本市外新橋にある  
同所は本邦に於て逸早くタンクス、モリブデン鑛利用  
の鋼鐵を製出したる由は曾て報せられしか、平時に於てさ  
へも相當高價なるに關はらず陸海軍の需用ありしに、歐洲  
戰爭の影響にて著しく好況を呈し今回更に工場を擴張する  
こととなり、松本電燈會社より電力の供給を仰ぐ關係上市  
外の東方なる里山邊村へ第二新工場を新築するに決し既に  
工事に着手したりと。

● 電氣製鋼創立計畫 福澤桃介、山本條太郎、寒川

恒貞、二岡田武彦、下出民義諸氏の發起に依り資本金五十萬圓を以て株式會社電氣製鋼所の設立計畫を立て目下株式募集中なるか、本月中には全部拂込済となり八月中旬頃創立總會を開く豫定にして、同社は本社を東京に置き工場は尾張熱田に設置し名古屋電燈會社より電力の供給を受け工具・鋼、特種鋼、普通鍛鋼並に各種合金鐵の製造販賣を爲す目的なりといふ。

●大阪製鐵開業期 大阪鐵商により創立せられたる資本金百萬圓の大坂製鐵株式會社は機械据付中なりしか、昨今略終了したるを以て愈来る九月中旬より製品を市場に出す事となりたりと云ふ。

●東京製綱會社小倉製鋼所 同所は九州小倉市停車場續きの杵斐築港地に設置せられ、目下海面埋築並に工場建設中なるか、其内平爐二十五座一基瓦斯發生爐等は既に落成したるを以て、不日製鋼に着手すへしと。

●鞍山站鐵鑛經營 鞍山站鐵鑛は愈々日支合辦會社として振興公司と稱し奉天城内將軍府内に創立事務所を設置したるか、同公司の資本金は十四萬圓にて日支各七萬圓宛出資し目下用地の買収中にて近々採掘を開始する筈なり

●水鉛含有鋼鐵研究 獨逸軍事當局は豫てより日本刀の精銳なる點に留意し種々調査研究の結果該用鐵は鋼鐵に水鉛の含有しあるを發見し、從來の鋼鐵に水鉛を合せたるを試験せるに其質一層硬く良好なる成績を示したりと聞

けるに付之を探知せる日本海軍は農商務當局と協議の上水鉛の長期契約の輸出を禁止し吳海軍工廠砲熗部に於て調査研究後水鉛含有の鋼鐵を製作せるも、其費用頗る多く普通鋼鐵の殆ど倍額に上り耐久力も差したる相違なきを確めたるより今後の方針に就ては目下尙考究中なりと。

●英國鐵材輸出解放 英國より日本へ鐵材輸出に關し英國外務大臣より在本邦英國大使へ左記の通り電報ありたる旨在本邦英國商務官より通商局長へ通牒ありたり  
鐵條、鐵竿、鐵プレート及鐵シートは許可なくして日本へ輸出することを得へし。（八月一日發表）

●造船獎勵金低減 我國の造船界は近時未曾有の活況を呈しつゝあるに伴ひ造船獎勵規定に基く獎勵交附金額は頗る巨額に達し大正三年度に於ては十五隻、五萬八千噸に對し百六十三萬圓、大正四年度は十四隻六萬九千噸に對し百五十六萬二千圓なりしに本年度（五年）に至りては三十一隻十三萬噸に對し三百十二萬二千圓に増加し、六年度に於ては總額五百八十九萬圓に達すへく七年に至らば更に一層の激増を見んとするの趨勢なれば、遞信當局に於ては此際該獎勵法改正案を次期議會に提出の意図なるか、併し現下の造船界は時局の影響による變則的狀態なれば一時に獎勵金を激減するに於ては漸く發展の氣運に向へる造船業を挫折せしむるの虞あるを以て、一面に是等の打撃を考量して造船材料に對し關稅の輕減或は免除、海上保險機關の整備

海事金融の利便を圖るべく、經濟調査會に諮りて徐に獎勵金に關する規定を改正する方針なりと、因に同法は制定の本旨に於て我國造船業をして英國造船業者と同一立場に置かしむるにありて、目下英國よりの造船材料の運賃及關稅に對し一噸十四圓乃至二十二圓の獎勵金を供與しつゝありたり、此金額低減の改正を行ふに至れば自ら船級及造船價格査定に亘る部分をも改正するに至るへし。

### ○製鐵關係法規制定

農商務省に於ては製鐵業調査

會の答申に基き關係諸法規の制定改廢に付き調査中なるか右は答申第四製鐵業の發達を促すに必要なる事項中の一項又は三項に關係あるものにして、即ち年額三萬五千噸以上の銑鐵生産能力を有する製鐵所の敷地に付ては、他人の土地を使用又は收用し得るの途を開くこと(一項)年額三萬五千噸以上の製鐵又は製鋼能力を有する製鐵所を設立する者に對しては事業開始の翌年より向ふ十ヶ年間營業稅所得稅府縣稅市町村稅等一切を免除すること(三項)とあるの結果當然土地の使用收用に關する法規營業稅法所得稅法並に府縣稅及市町村稅に關する法規等に改正の必要を生じたるものにして、目下大藏司法等關係各省と交渉協議中の由にて此等の諸法規は何れも十數ヶ條より成り此れか改正に着手するに於ては、却て繁雜に陥り多くの手數を費さざる可からざるを以て、農商務當局としては法規には別に改正を加へず關係條項のみを單行として新に制定し度き方針なりと

○佛國新禁入品 七月十七日附大統領令を以て同日以前に積出され且其證明あるもの及政府の輸入に係るものを除き左記外國品の佛國及アルゼリヤへの輸入を禁止せらる。

普通木材、貴重木材、白金、アルミニューム、鐵、鋼、鑄鐵、銅、鉛、錫、亞鉛、白銅、水銀、及是等の誘導物、合金鋼但し陸軍大臣は例外的取扱を許可する事あるベシ。(木島在里昂領事發)

○鐵材拂下計畫 大阪鐵材業者百五十餘名の連署を以て、曩に押川製鐵所長官に陳情せる短尺鋼板類並に條鋼屑の拂下げは尙詮議中に屬するが、從來主として三井大倉に拂下げたる點よりせば恐らく交渉纏まるに至るべく、從つて永久に拂下を受べく一の機關を設立するを以て穩當なるべしとの見地より、同志協議の上去る七日岸松館に贊成者總會を招集して拂下陳參の經過報告を兼ね其意嚮を決定せらる筈なるが、結局贊成者に依り資本金十萬圓見當の一會社組織せられて之れに應ずることとなるべしと云ふ。

○米鐵の賣出し 最近當地某所への入電に據れば舊年十一月來賣止中なりしユー、エス、スチールブルダクトコンパニーは積出期に際し三十弗以上の運賃を要するときは其差額だけ買手の負擔として賣出しを發表せりと。

○來朝せる米國鋼鐵王ゲエリー氏 米國鋼鐵聯合會社と云へば有名なカーネギー鋼鐵會社を始めとし米國

橋梁會社、同鐵鍛會社、同鐵骨會社其他大小總て十個の會社より成立せる大會社で啻に米國に於ける鋼鐵會社の雄たるのみならず世界に於ける鋼鐵會社の霸王である。現に八十萬七百八十八圓に當る大資本を擁し其株主中には米國財界の兩大關といふべきモルガン、ロックフェラーの二氏を始めロガース。チャーレス、シユワブ。ロバート、ベーコン、エドモンド、コンヴァース。フランシス、ピーボディ其他有數の富豪ありチャーレス、シユワブ氏が社長の椅子を占めゲエリー氏は即ち取締役會長兼監査役として卓拔の手腕を揮つて居るのである、或る好事家が此老大なる大會社の資產を計算した所に依ると資本總額を黃金の塊にすると二千三百三十噸の重量を有し、又此黃金を積上げると三千八百八十尺の立方體が出來六尺角の塔にすると其高さが十丈と八尺になる、それで假に之だけの金塊を汽車で運ぶとすれば五十八輛の貨車を要し若し銀塊に換算すると五尺平方の幅でヒマラヤ山も及ばぬ二萬九千七百七十六尺の塔が出来るさうだ、之だけの大會社の實權を握つて居るゲエリー氏の俸給は社長シユワブ氏と同額で年二十萬圓といふが此鋼鐵界の大立物を彼のカーネギー氏と對照して見ると更に一層の興味がある、カーネギー氏が多くの鋼鐵業を買收して自己の所有に歸した其遣り方は云はゞ鋼鐵界の專制君主とも稱すべき趣を有して居るがゲエリー氏は全く之と異

り鋼鐵會社を自己一人の所有にしやうとはしない、寧ろ之を一般公衆の所有たらしめんと計り米國に於ける鋼鐵の共和政體を建設せん事を理想としたのである、資本家と勞働者とを一體たらしめんとは氏が最初の希望で而して此理想は實現せられた、現に此大會社の從業者を三分の一以上も含んで居る、之全くゲエリー氏の努力による結果で米國鋼鐵聯合會社の歴史は如何にしてゲエリー氏が其夢想を實行したかの物語であると云はれて居る位である、此大會社の傘下に集まつて居る十個の會社を擧げると次の通である。

## 社名

資本金 弗

米國橋梁會社

六一、〇五五、六〇〇

米國鐵板會社

四九、〇〇〇、〇〇〇

米國鐵骨會社

三三、〇〇〇、〇〇〇

米國鋼鐵線會社

九〇、〇〇〇、〇〇〇

米國鋼鐵會社

四六、〇〇〇、〇〇〇

カーネギー鋼鐵會社

三二〇、〇〇〇、〇〇〇

聯邦鋼鐵會社

二九、七五二、〇〇〇

湖上聯合鐵鑄會社

二九、四二四、五九四

國民鋼管會社

八〇、〇〇〇、〇〇〇

合計

八六七、五五〇、三九四

## ◎海底財寶引揚會社の組織

我國では春木沖の砲揚引彈げが何うやら目鼻がつきさうになつたといつて噪

ぎ返つて居るが十二分に成功したところで多寡が鐵だけの

話、海底に祕められた寶庫はまだソンナものばかりではなからう、と一寸慾ばつた考へが近代人の腦を刺戟し、あつた矢先、富にかけては世界獨歩の米國でそれも名のある資本家が寄合つて紐育に海底金銀財寶の一大引揚會社なるものを組織さるゝに至つた、其の海底の金銀財寶が如何に算定されたかは頗る興味ある問題だが米人アレキサンダー、デル、マル氏の調査發表に依ると斯うだ、今日までに世界の各國が實際に握つたところの金銀の總額は大約六百億圓とすべきであらう現に東西の兩洋に於て保有さるゝ貨幣及び地金の高が約二百二十億圓、美術品となつたものが約百六十億圓、亞細亞方面の土地に故意に埋沒されてあるものが約百二十億圓、過去四百年間の貨幣其他の磨滅が約八十億圓難船と共に海底に沈んで今猶ほ引揚げられないものが約二十億圓といふ割合、故に會社は此の海底の二十億圓を引揚げやうとするのである——これだけを聞いては何だかまだ雲を擱むやうだが氏は過去四世紀の間に大金を積んで難破した船舶の記錄に依つて右の二十億圓は算出されたものだと附言し、難船の場所年月積載金銀高を根よく書き上げて居た場所の多くは亞米利加、西印度諸島、西班牙新發明の裝置は三十尋から九十尋まで可能であるといふから、假に二十億圓の一割成功しても大したものだ流石は米國の仕事師だ。(大阪時事)

●安全第一(Safety First) 近頃流行のセフチー、ファーストとは我國の石橋を敲いて渡れ、とか石部金吉とか何とかに當る意味だと思つて居たら或る人が話されたにわツツマリ損をするな益を得れ、といふ意味合ださうだ。

茲に新歸朝の内田氏の土産話を紹介せんに市俄古の或製鐵工場では入口に幻燈を應用して安全第一の説明をなし、屋根の上には安全第一の文字をイルミネーションで大きく現はし、凡そ其の處で使用する品は燐寸であれ煙草であれ何でも彼でも安全第一の文字を記してある、先頃來朝したゲエリー氏の鋼鐵會社なども此點に於ては抜目なく各種の刷物等を利用して此主義を鼓吹し紐育のペンシルバニヤ鐵道セントラル鐵道等には特に安全第一委員といふものを設置して幻燈、活動寫眞若くは雑誌等を以て此主義の普及に努めて居る、華盛頓の中央政府に於ても三年前勞働安全局を置き各種の災害に關する事を取調べて居るのみならず米國各地に在る安全第一協會の聯絡を圖る爲め昨年春亞米利加安全第一聯合本部といふものが設けられ、今年は安全第一に關する展覽會さへ開かれた此安全主義を採用せる結果として、紐育セントラル鐵道會社では從前に比し最近一年間に於て過失に因る死亡者百六十人を減少し怪我人約二千人を減少した事を證明し、又北西鐵道に於ては從來旅客若くは從業者の身體生命に關して起りつゝありし不慮の災禍を減少しが爲めに一年に百二十萬弗の經費を節約

し得た事を公表して居る、安全第一主義の齋す效果や誠に偉なりといふべきではないか、自分がサンタフエー鐵道視察の際此安全第一主義の鼓吹方法に就て見たる興味ある實例を話して見ると、鐵道會社では一團の樂隊をして美妙なる音樂を奏せしめ多數の聽衆が聞き恍れて居る時、突然音樂を中止し高聲蓄音機を使用して「諸君は音樂を好むか」と大呼せしめる、聽衆が呆氣に取られて居ると次には「音樂が好きであつても死んで終つては聞く事が出來ないぞ」と呼ばせ最後に「安全第一であれ」と大呼せしめ簡潔なる語句を以て意味深長の教訓を與へて居た、又活動寫真應用の實例を見ると朝の出勤前に夫婦喧嘩をした男が快々として不快の思ひに胸を鎖され乍ら鐵道の線路の踏切にさしかつたが、物思ひに沈んで居る彼は汽車の警笛も耳に入らず其儘跳飛ばされ大怪我をするといふやうなヒルムを示し、家庭の圓滿平和も安全第一主要の要件である事を教へて居る、安全第一聯合本部では各地方に於ける安全第一協會の研究せる結果の報告を受けて之を各協會に頒ち共に此主義の實行方法や效果等を研究して居るのであるが、内部の組織を見ると市街の交通部、自動車部、火災部、衛生部、災害部（工場等に於ける）運轉部（鐵道）火災保險部、立法部、統計部等に分れ各部門々に於て調査研究を積む事になつて居る云々。

を以て大正三年九月省令第二十二號中に改正を加へ第一條の二、クローム鑛の次に重石鑛、水鉛鑛を加へ七月二十九日より施行の旨公示せられたり、右は戰時中工業用原料たるべき重石鑛、水鉛鑛は黃磷、苛性曹達等と同しく輸出制限品に加へ輸出せんとするものは、其品名、數量並輸出先を申出て農商務大臣の許可を要するものにして、違反するものは三ヶ月以下の懲役又は百圓以下の罰金に處せらる可し。

### ●古河の鐵線業

古河合名會社が豫て計畫せる新事業鐵線の製造は諸般の準備進捗して愈々起業に着手することとなり、第一期計畫としてパ

イント鐵線一箇月の生産力百五十噸の新工場を尼崎の同社鉛精煉工場接續地に新設するに決し、来る十二月迄に竣工する豫定を以て本月初旬土工を起り本邦に於ける鐵線製造業は安田製釘所及び岸本製釘所か近年パイント線を自家製造の丸釘原料に供する目的にて製釘業の附屬工業の如くに是か生産を兼營せるに過ぎず、從て是等兩工場のバインド線を市場に供する數量は未だ極めて少く本邦需要額の大部分は輸入品の供給に俟り、又電線用ポンド鐵線に至りては本邦に未だ全く其生産なく年々著しく増加しつゝある需要額の全部外國より輸入し居れり、古河の鐵線製造新事業は斯かる需供狀況に投合せんとする企畫にして、右第一期計畫の新設工場を基礎として今後漸次に生產能力の擴張を圖り時機を見てボンド鐵線の生産をも開始する方針なりと。